

うちんくもCOOL CHOICE宣言の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者及び市民の間でCOOL CHOICEの機運を高めるため、うちんくもCOOL CHOICE宣言の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

(1) COOL CHOICE 省エネルギー、低炭素型の製品への買い換え、サービスの利用等地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動をいう。

(2) うちんくもCOOL CHOICE宣言 COOL CHOICEの具体的な取組を行う意思表示をいう。

(宣言の登録)

第3条 高松市内で事業活動を営んでいる事業者、団体その他これに準ずる者は、市長に対し、うちんくもCOOL CHOICE宣言（以下「宣言」という。）の登録を申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が登録の対象者とすることが適当でないと思えたもの

(登録の対象となる宣言)

第4条 登録の対象となる宣言は、次に掲げる取組に係るものであって、COOL CHOICEの趣旨に沿うものとする。

- (1) 環境省が推進するクールビズの実施
 - (2) 環境省が推進するウォームビズの実施
 - (3) 省エネルギー機器又は電気自動車その他の環境対応車の導入
 - (4) 照明の効率的な利用
 - (5) 環境に配慮した自動車の運転の実施
 - (6) 公共交通機関や自転車の利用等
 - (7) 建築物の省エネルギー化の実施
 - (8) 物流の低炭素化の実施
 - (9) 自動車、自動二輪車及び自転車等の共用
 - (10) ごみの排出削減及び資源化の実施
 - (11) 紙の使用量の削減
 - (12) 食品ロスの削減
 - (13) レジ袋の削減及び買い物袋の持参
 - (14) 節水の実施
 - (15) 再生可能エネルギーの導入
 - (16) その他温室効果ガスの排出削減又は吸収につながる取組の実施
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する宣言は、登録の対象としない。
- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるもの
 - (2) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認められるもの
 - (3) 地球温暖化対策の正しい理解を妨げ、又はそのおそれがあると認められるもの
 - (4) その他高松市公式ホームページ運用基準（平成30年3月1日施行）第3項第2号に掲げるもの
(登録の申請)
- 第5条 宣言の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、うちんくもCOOL CHOICE宣言登録申請書（様式第1号）を市長に

提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宣言の登録をするとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第3条の登録の内容を市のホームページに掲載することにより、広く周知するものとする。

(登録事業者の活動等)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、第3条の登録を受けた内容を実践するとともに、環境省が推進するCOOL CHOICEへの賛同登録を行うよう努めなければならない。

2 登録事業者は、市長から活動状況に関する調査の依頼があったときは、これに協力するものとする。

(登録の変更)

第8条 登録事業者は、第3条の登録を受けた宣言の内容に変更があるときは、うちんくもCOOL CHOICE宣言変更登録申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該登録の内容を変更するとともに、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録事業者は、第3条の登録の抹消を希望するときは、うちんくもCOOL CHOICE宣言登録抹消願（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録抹消願の提出があったとき、又は登録事業者がこの要綱に違反したと認めるときは、当該登録事業者に係る登録を抹消することができる。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該登録事業者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。